

# 弘前市街路灯 LED 化計画作成等業務プロポーザル募集要項

## 1. 事業の趣旨

当市が管理する街路灯は、その約 7 割が水銀灯などの従来型ランプを使用しており、電力使用量や維持管理費用の削減が課題となっています。

また、設置後相当年数を経過しているものも多く、支柱などランプ以外の部位の修繕が必要なものも少なくありません。

現在市では、街路灯に関するデータベースが整備されてないことから、街路灯全体を把握し、中長期的な視点をもって維持管理及び改修を進めていくことが求められています。

本業務においては、街路灯の維持管理及び改修について、管理水準の向上や維持管理作業の効率化、ライフサイクルコストの低減につながる民間ノウハウを最大限に活用するため、優先交渉権者の選定をプロポーザル方式で行います。

優先交渉権者は、当市との契約に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合に受託者として当市と契約し、本業務を実施します。

ただし、本契約に向けた協議が整わない等により、本業務が実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなります。

## 2. 業務の概要

(1)業務名 弘前市街路灯 LED 化計画作成等業務

(2)対象施設

市が管理する街路灯 2,452 灯

※内訳は、別添施設資料のとおり

調査中に上記以外の街路灯があった場合も対象とする。

(3)業務内容

優先交渉権者は、当市との契約により受託者となり、下記業務を行う。

- ・街路灯の調査
- ・街路灯台帳の作成
- ・街路灯改修計画案（試算含む）の作成
- ・維持管理計画案の作成
- ・その他事業者の提案による業務

※業務の詳細については、別添「弘前市街路灯 LED 化計画作成等業務要求水準書」による。

(4)業務期間 契約後概ね 4 か月

(5)見積上限額 3,000 千円(消費税及び地方消費税込)

### 3. 事業スケジュール

日 に ち	内 容
平成 30 年 7月 13 日(金)	募集要項の閲覧・配布・ホームページ公開開始 質問書受付開始
7月 27 日(金)	質問書提出期限 ※午後 4 時まで
8月 1 日(水)予定	質問書への回答
8月 8 日(水)	参加意思表明書提出期限 ※午後 4 時まで
8月 10 日(金)予定	応募資格確認通知・企画提案書提出要請
8月 22 日(水)	企画提案書提出期限 ※午後 4 時まで
8月 24 日(金)予定	プレゼンテーションの案内通知 ※応募者が 5 者を超える場合は、書類審査結果通知
8月 29 日(水)頃	企画提案書のプレゼンテーション
8月 31 日(金)予定	審査結果の通知
9月上旬	契約書の締結、業務開始
平成 31 年 1 月中旬	業務完了(予定)

### 4. 応募資格要件

#### (1)応募資格

弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

グループ提案の場合は、構成員すべてが登録されていること。

#### (2)応募者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者のグループ構成員となることができません。

- ①弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けている者（公示日現在から候補者特定の日まで）
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成 1 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号、第 6 号又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者が経営、運営に関係している者

#### (3)グループ提案について

①複数事業者が共同で応募（提案）する場合は、代表者を 1 者選定してください。

※業務の一部を再委託して行う場合は、グループ提案ではなく協力会社として

取扱います。

- ②参加意思表明書提出時には、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割を明確にしてください。
- ③① 応募者のグループ構成員となった者は、別に単独で応募することや、他の応募者のグループ構成員になることはできません。ただし、組合や協議会など自社が加入する団体等と本プロポーザルへの応募が重複する恐れがある場合は、他の団体等の提案者に属しない旨の宣誓書（任意様式）を参加申込時に提出することで応募することができます。

## 5. 質問の受付及び回答

### (1)受付期間

平成 30 年 7 月 13 日（金）から平成 30 年 7 月 27 日(金)午前 8 時 30 分から午後 4 時まで。

※土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送の場合は必着。

### (2)提出方法

**様式 1**質問書を、最終ページの送付先へ持参、郵送、ファクス又は電子メールにより送付してください。

質問書の受付の確認は、必要に応じ質問者において行ってください。

### (3)回答方法

質問書への回答は、市のホームページに掲載します。ただし、質問及び回答内容が質問者の利益等を害するおそれがあるものについては、質問者へ直接ファクスまたは電子メールで回答します。

## 6. 参加申込

応募者は、下記により必要書類を提出してください。

### (1)受付期間

平成 30 年 7 月 13 日（金）から平成 30 年 8 月 8 日(水)までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送の場合は必着。

### (2)提出書類

①**様式 2**参加意思表明書

②**様式 2-1**会社概要

グループ提案の場合は、**様式 2-2** グループ構成表と構成員すべての**様式 2-1** 会社概要を提出してください。

### (3)提出方法

最終ページの送付先へ持参または郵送してください。

参加申込書の受付の確認は、必要に応じ応募者において行ってください。

### (4)応募資格確認の通知

応募資格確認の結果は、応募者にファクス等により通知します。

## 7. 企画提案書の作成・提出

### (1)受付期間

企画提案書提出要請後～平成30年8月22日(水)までの午前8時30分から午後4時まで

※土曜日、日曜日を除く。郵送の場合は必着。

### (2)提出書類及び部数

①**様式3**企画提案提出書 原本1部

②企画提案書（任意様式） 原本1部、副本10部

※企画提案書の記載内容は、企画提案書作成要領において提示します。

### (3)提出方法

最終ページの送付先へ持参または郵送してください。

企画提案書の受付の確認は、必要に応じ応募者において行ってください。

## 8. 提案にあたっての留意事項

### (1)次の事項に該当する場合は、失格とします。

①応募資格要件を満たしていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③募集要項等で示す提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④見積額が見積上限額を超過した場合

⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合

### (2)応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

### (3)企画提案書において、複数のプランを提案することはできません。

(4)企画提案書の著作権はそれぞれの応募者に帰属しますが、応募者が受託者となつた場合、その著作権は市に帰属するものとします。提出書類は返却しませんが、市は提案募集以外の目的では提出書類を使用しません。

(5)提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合は、応募者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響ができるおそれがある情報については決定後の開示とします。

(6)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている、意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

## 9. 審査及び優先交渉権者の決定

### (1) 審査方法

審査は、弘前市街路灯 LED 化計画作成等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別添「弘前市街路灯 LED 化計画作成等業務プロポーザル審査基準」に基づき審査します

### (2) 書類審査

応募者が 5 者を超える場合、提出された企画提案書について書類審査を行い、概ね 5 者を選定します。

### (3) プrezentation

#### ① 日程及び実施場所

対象者に別途通知します。

応募者が 1 者のみの場合でも実施します。

#### ② 実施方法

提案内容の説明を 30 分以内、質疑を 15 分以内とします。ただし、質疑が時間内に終了しなければ、時間を延長することもあります。

説明は、提出書類のみにて行うものとし、資料の追加や OA 機器を使用することはできません。

### (4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を実施した応募者全員に対し、合否及び応募者の評価点を文書で通知するとともに、市のホームページで優先交渉権者名とその評価点、次点となつた応募者名を公表します。

## 10. 契約に向けた協議

(1) 優先交渉権者は、企画提案書の内容に基づき、契約に向けた諸条件について当市と詳細協議を進めるものとします。この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、協議の内容に応じ見積書等の再提出を求める場合もありますが、この場合の費用は優先交渉権者の負担とします。

(2) 優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点となつた応募者と協議を行います。

## 11. その他

(1) 提出期限後の書類の差し替え、再提出はできません。

(2) 参加意思表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、書面（任意様式）で届けてください。

12. 各書類の送付先（担当者）

〒036-8279 弘前市大字茜町二丁目 5-1

弘前市建設部道路維持課 担当 伊藤

電話 0172(32)8555 ファクス 0172(32)3752

電子メール mih-itou@city.hirosaki.lg.jp